

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第21号

答申番号：令和4年度答申第20号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁は、原処分（生活保護費返還処分）において、叔父から相続した遺産金額から家電買換費用（冷蔵庫、洗濯機及びパソコン部品の購入費用並びに家電リサイクル料金）のみを控除したが、更にガスコンロ、炊飯器及びCGのためのソフト購入費用並びに表計算ソフトを学ぶための費用を控除すべきであるから、これがなされていない原処分は違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

原処分は、次の理由により、適法かつ正当である。

- (1) 処分庁は、原処分に先立ち、遺産金額の全額の返還を求める前処分を行ったところ、返還額の決定に当たり自立更生費の控除が可能であることの説明を行っていなかったことや、請求人の病状等を考慮し、控除に係る相談が事後になったこともやむを得ないと判断し、前処分を取り消した上で、請求人から見積書等の提出があった家電買換費用を控除する原処分を行った。また、処分庁は、請求人の叔父が亡くなった日以降も保護費を支弁していたのであって、請求人が法第63条に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことは明らかである。
- (2) 請求人が新たに控除を希望する項目については、見積書の提出はされておらず、事後的に相談があったことについて、真にやむを得ない事情は認められない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 処分庁は、生活保護法（以下「法」という。）第63条に関する処理基準に定める要件及び手続に従って原処分を行ったものということができ、必要最低限のものとして裏付けのある資料によって確認された家電買換費用の控除を認めることとした処分庁の判断に不合理な点はなく、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用があったとはいえない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年10月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月21日及び同年11月8日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、同条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人が相続した遺産（75万円）について法第63条の返還額を決定するに当たり、8,000円を超える額（74万2,000円）から冷蔵庫等の購入費用（11万5,099円）を控除した額（62万6,901円）を返還対象額として原処分を行ったことが認められる。

この点、請求人は、原処分に基づく返還額（62万6,901円）から更にガスコンロ、炊飯器及びCGのためのソフト購入費用並びに表計算ソフトを学ぶための費用についても控除すべきことを主張するが、これらの費用については処分庁に対して要望又は相談をする機会があったものの、請求人はこれを行っていないことから、これを採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子